

## 新居浜市行政評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 行政評価を円滑に実施するために、新居浜市行政評価委員会を設置する。

### (任務)

第2条 新居浜市行政評価委員会（以下「外部委員会」という。）は、評価の客観性を保ち、評価結果の精度を高めるため、施策評価結果及び事務事業評価結果等に関する事項について評価を行う。

### (外部委員会の組織等)

第3条 外部委員会は、委員6人以内で組織する。

2 外部委員会の委員（以下「外部委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による市民

3 外部委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 外部委員会に委員長（以下「外部委員長」という。）及び副委員長（以下「外部副委員長」という。）を置き、外部委員の互選によって定める。

6 外部委員長は、会務を総理し、外部委員会を代表する。

7 外部委員会の会議は、外部委員長が招集し、外部委員長が会議の議長となる。

8 外部副委員長は、外部委員長を補佐し、外部委員長に事故あるとき又は外部委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (専門部会)

第4条 外部委員会は、効率的に施策及び事務事業を評価するため、必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、外部委員長が指名する外部委員（次項において「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (関係者の出席)

第5条 外部委員長及び部会長は、それぞれ必要があると認めるときは、関係者に対し委員会及び部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 行政評価委員会の庶務は、行政評価担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

教育長、企画部長、総務部長、福祉部長、市民部長、環境部長市民環境部長、  
経済部長、建設部長、こども局長、環境エネルギー局長、文化スポーツ局長、  
議会事務局長、会計管理者、上下水道局長、教育委員会事務局長、消防長、港  
務局事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務  
局長